

# 「外国人労働法（新版）」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

## 外国人労働法（新版）

### ●仏暦二五五一年・外国人労働法令

（前文省略）

#### 第一条

本法令を「仏暦二五五一年外国人労働法令（プララーチャバンヤット・ガーンタムガーン・コーン・コンターンダーオ）」と呼ぶ。

#### 第二条

本法令は官報公示日の翌日から施行する。〔注／官報公示日は二〇〇八年二月二二日〕

#### 第三条

以下を廃止する。

- （一） 仏暦二五二一年・外国人労働法令。
- （二） 仏暦二五四四年・外国人労働法令（第二版）。

#### 第四条

本法令は以下の地位にある外国人の王国内での任務遂行には適用しない。

- （一） 外交代表団内の者。
- （二） 領事代表団内の者。
- （三） 国際連合および国連機関の国家代表および職員。
- （四） （一）（二）または（三）に基づく者に仕えるために外国から来た使用人。
- （五） タイ政府が外国政府または国際機関と合意したところに基づき義務または職務を遂行する者。
- （六） 勅令で規定するところに基づく教育、文化、芸術、スポーツまたはその他事業のための義務または職務を遂行する者。
- （七） 何らかの義務または職務遂行で内閣が入国を許可した者。このとき要件を規定しても、しなくてもよい。

#### 第五条

本法令において、

「外国人（コン・ターンダーオ）」とは、タイ国籍を有していない自然人を意味する。

「労働（タムガーン）」とは、賃金またはその他利得を目的にしているかどうかを問わず身体または知識を使った労働を意味する。

「許可書（バイ・アヌヤート）」とは、労働許可書を意味する。

「許可書取得者（プー・ラップ・バイ・アヌヤート）」とは、許可書を取得した外国人を意味する。

「被雇用者（ルーク・チャーン）」とは、第一五条の内容に基づき制定された省令に規定された労働をするために第九条、第一条、第一三条（一）および（二）、および第一四条に基づく許可書取得者を意味する。

「基金（ゴーントゥン）」とは、王国外に外国人を送還するための基金を意味する。

「基金理事会（カナカマカーン・ゴーントゥン）」とは、王国外に外国人を送還するための基金の理事会を意味する。

「委員会（カナカマカーン）」とは、外国人労働審査委員会を意味する。

「不服申し立て審査委員会（カナカマカーン・ピチャラナー・ウットーン）」とは、外国人労働不服申し立て審査委員会を意味する。

「係官（パナックガーンチャオナーティー）」とは、本法令に基づく執行のために大臣が任命した者を意味する。

「登録官（ナーイタビヤン）」とは、局長、および本法令に基づく許可書発行およびその他執行のために局長の提案により大臣が任命した係官を意味する。

「局長（アティボディ）」とは、雇用促進局長を意味する。

「大臣（ラッタモントリー）」とは、本法令の主務大臣を意味する。

## 第六条

労働大臣を本法令の主務大臣とし、本法令末尾リストのレートを超えない範囲で手数料を定める省令、手数料を免除する省令、および本法令に基づく執行のためのその他事業を定める省令を制定する権限を有する。

省令は官報で公示した時に施行することができる。

## 第一章 外国人労働

### 第一節 総則

#### 第七条

外国人がいずれかのエリアで、いずれかの期間に従事できる仕事については省令が定めたところに従う。このとき国家安全保障、タイ人の職業従事機会、および国家開発に必要な外国人労働者の需要を考慮する。ここに一般外国人と第一三条および第一四条に基づく外国人の間の差異を定めることもできる。

第一段の内容は第一二条に基づく外国人の労働には適用しない。

#### 第八条

ある種、またはある形態で王国内で働く熟練工または専門家ではない外国人の数を制限するために、大臣は内閣の承認のもとに官報公示により、定められた種類または形態に基づき王国内で働く熟練工または専門家ではない外国人の雇用手数を徴収することを定めることができる。

第一段に基づき外国人を雇用しようとする者は、局長が定めた書式に従い登録官に届け出、三勤務日以上前もって雇用契約を結ぶ前に手数料を支払う。

第二段の規定に従わない者は、支払うべき手数料の二倍を支払わなければならない。

### 第二節 労働許可書

#### 第九条

第七条に基づく仕事で、かつ登録官から許可書を取得した以外に外国人が労働することを禁じる。ただし五日以内の労働期間を有する必要かつ緊急の労働のために移民法に基づき一時的に入学してきた外国人はその限りではなく、その外国人は登録官に文面で通知した時に労働することができる。

許可書の発行において、登録官は外国人が従わなければならない要件を定めることができる。

許可書、許可書申請、許可書発行および第一段に基づく通知は省令で定めた書式および方法に従う。

局長は登録官に従わせる第二段に基づく要件規定の指針を定めるため規約を制定することができる。

#### 第一〇条

第九条に基づく許可書を申請する外国人は、王国内に居住地を有しているか、観光客またはトランジット客として入国許可を得た者ではない、移民法に基づき一次的入国を許可された者であり、かつ省令で定めるところに基づく禁止様態にない者でなければならない。[注/イミグラント・ビザ、またはノンイミグラント・ビザ取得者]

#### 第一一条

王国内の自己の事業に従事させるため国外にいる外国人を雇用しようとする者は、その外国人に代わり許可書申請書を提出し、手数料を支払うことができる。

第一段に基づく外国人に代わっての許可書申請は省令で定めた方法に従う。

#### 第一二条

投資奨励法またはその他法律に基づく外国人の王国内就労の許可において、当該法律に基づく許可権限者はその許可についての通知書を局長が定めた詳細と共に速やかに登録官に送付する。

第一段に基づく通知を受けた時、登録官は通知を受けた日から七日以内にその外国人に許可書を発行する。

第二段に基づく許可書発行を待っている間、その外国人は登録官が許可書を受け取りに来るよう通知する日まで、第二四条に基づく遵守の免除を受けて労働することができる。

#### 第一三条

以下の事由によって第九条に基づき許可書を申請できない外国人は、委員会の提言に基づき内閣が官報公示により定めた業種での労働のために、登録官に許可書を申請することができる。

(一) 国外追放法に基づき国外追放命令を受け、追放の代わりに、もしくは国外への追放を待つ間、いずれかの場所で職業を営むことを許された外国人。

(二) 移民法に基づき許可を得ずに王国内に入国または滞在しているが、移民法に基づく本国送還を待つために一時的に王国内滞在を許された外国人。

(三) 仏暦二五一五年一月一三日付けの革命団布告第三三七号またはその他の法律に基づきタイ国籍を剥奪された外国人。

(四) 王国内で出生したが、仏暦二五一五年一月一三日付けの革命団布告第三三七号に基づきタイ国籍を取得しなかった外国人。

(五) 王国内で出生したが、国籍法に基づきタイ国籍を取得しなかった外国人。

第一段に基づく官報公示において、内閣は何らかの要件を定めることもできる。

第一段に基づく許可書申請および発行は省令で定めた方法に従う。

#### 第一四条

タイ国と国境を接する国に住所、国籍を有する外国人で、移民法に基づく旅券代用書をもって入国してきた者は、定められた期間または季節に基づき一時的に王国内でいくつかの業種または形態での労働許可を得ることができる。ここに国境エリア内、もしくは当該エリアにつながるエリアで内でのみ労働することができる。

第一段に基づき労働しようとする外国人は、登録官に旅券代用書を示して臨時労働許可書を申請し、省令で定めた手数料を支払う。

許可書発行において、登録官は労働を許可するエリアまたは場所、労働許可期間、労働の種類または形態、およびその外国人の就労先である使用者を示す。ここに省令で定めた書式および方法に従う。

本条の内容は、内閣が官報公示により定めたところに従い、いずれかのエリアで、いずれかの国籍の外国人に対し、いずれかの業種または形態、いずれかの期間または季節において、いずれかの要件のもの

とに適用する。

#### 第一五条

省令で定めた仕事については、第九条、第一一条、第一三条（一）および（二）、および第一四条に基づき許可書を取得した被雇用者は、その被雇用者の帰国費用の保証とするため基金に納金しなければならず、使用者はその被雇用者の賃金からその分を天引きし、基金に送金する。

第一段に基づき被雇用者が基金に納入する金額、賃金からの天引き、および基金への送金は省令で定めた原則、方法、期間およびレートに従う。ここに当該金額およびレートは、帰国費用を考慮して、外国人である被雇用者について国籍ごとに別々に定めることもできる。

第一段の内容は基金に全額を支払ったことを示す第一六条第一段に基づく領収書の証拠を有する被雇用者、および基金に全額を支払った証拠が明らかな被雇用者には適用しない。ここに第一八条に基づき返金を受けたことのない、もしくは第二〇条に基づき送還されたことのない被雇用者に限る。

#### 第一六条

使用者が被雇用者の賃金を基金に入金した時、登録官は使用者に領収書を発行する。その領収書には少なくとも送金された金額の賃金を天引きされた被雇用者の名および身分証明番号、賃金額を示していなければならない、使用者は領収書を証拠としてその被雇用者に引き渡す。

被雇用者が全額を基金に納めた時、登録官は証拠とするためにその被雇用者に証明書を発行する。

第二段に基づく証明書が紛失または損壊した場合、被雇用者は登録官に代用書を申請する権利を有する。

第一段に基づく領収書の発行、第二段に基づく証明書の発行、および第三段に基づく代用書の発行は、省令で定めた書式、原則、方法に従う。

#### 第一七条

第一五条に基づき賃金を送金しなかった、もしくは送金したが額に満たなかった使用者は、送金しなかった賃金額または不足額に対し月二%の割増金を支払わなければならない。

#### 第一八条

自己の費用負担で帰国する被雇用者は、天引きされ、基金に送金された賃金の返金を受ける権利を有し、帰国のために通過しなければならない出入国審査ポイントで登録官に返還申請書を提出するか、登録官に返還申請通知書を送る。

第一段に基づく賃金返還申請において、被雇用者は、基金への納金がまだ全額に達していない場合は第一六条第一段に基づく証拠を、全額を納金していた場合は第一六条第一段または第二段に基づく証拠を添付しなければならない。

登録官は返還の申請書または通知書を受け取った日から三〇日以内に被雇用者に第一段に基づく賃金を返還する義務を有する。登録官が当該期間が過ぎてから返還する場合、当該三〇日の期間が過ぎてから返還する日まで年七・五%の利息と共に当該金を返還する。

本条に基づく賃金と利息の返還は現金、または被雇用者名宛での小切手、もしくは被雇用者の預金口座への送金によってこれをなすことができる。ここに局長が定めた原則に従う。

#### 第一九条

自己の費用で帰国した被雇用者が帰国日から二年以内に第一八条に基づき基金に納金した自己の賃金の受取申請をしなかった場合、その自己の賃金を受け取る権利を失い、その金銭は基金に帰する。

第一段に基づく被雇用者が帰国日から二年以内に王国内に戻り、まだ期限の切れていない元の許可書

に基づき就労した、もしくは第一五条の内容に基づき制定された省令で定めた仕事に新たな許可書により就労した場合、その被雇用者はさらに基金に納金するため賃金を天引きされる必要はない。ただしその被雇用者が基金に納金した賃金が全額に満たない場合は、使用者がその被雇用者の賃金を天引きし、全額になるまで基金に納金する。

## 第二〇条

被雇用者を王国外に送還する場合には基金がその被雇用者の送還費用を拠出する。

送還を受ける被雇用者がまだ基金に全額を納金していなかった場合、基金が不足分を拠出する。ただしその被雇用者が使用者の必要性に基づき王国内で就労する場合はその限りではなく、その使用者が不足金額に責任を有し、基金は使用者からその不足分を徴収する。

## 第二一条

本法令に基づき発行される許可書は、発行日から二年以内の期限を有する。ただし第一二条に基づく外国人に発行される許可書はその法律に従い労働許可を得た期間と等しい期限を有する。

第一段に基づく許可書期限は移民法に基づく滞在期間の延長としての効力とはならない。

## 第二二条

第一二条に基づく許可書取得者がその法律に基づき労働期間の延長を受けた場合、当該法律に基づく許可者は局長が定めた書式に従い速やかに登録官にその労働期間延長を通知し、登録官はその期間延長を許可書に記載する。

## 第二三条

許可書取得者がその労働継続を望む場合、許可書の期限切れ前に登録官に許可書延長を申請する。

第一段に基づき申請があった時、許可書延長申請人は登録官が許可書を延長しない命令を下すまで労働を継続することができる。

許可書期限の延長は一回につき二年以内で延長することができる。このとき王国内における外国人の居住基盤確立を防ぐため必要なだけにし、第一三条（一）および（二）に基づく外国人である場合は内閣の別段の規定がある場合を除き労働許可を受ける期間は連続合計で二年を超えないようにしなければならない。

許可書期限延長申請および期限延長は省令で定めた原則および方法に従う。

## 第二四条

許可書取得者は許可書を携帯するか、勤務時間中には勤務地に置き、係官または登録官にいつでも提示できるようにしておかなければならない。

## 第二五条

許可書が紛失または損壊した場合、許可書取得者は紛失または損壊を知った日から一五日以内に登録官に対し許可書の代用書を申請する。

許可書代用書の申請および発行は省令で定められた原則および方法に従う。

## 第二六条

許可書取得者は許可を得た職種または仕事の形態、使用者、土地または場所、および要件に基づき就労しなければならない。

職種または仕事の形態、使用者、勤務地または勤務場所もしくは要件の変更もしくは増加を望む許可

書取得者は、登録官から許可を得なければならない。

許可申請および許可は省令で定めた原則および方法に従う。

## 第二七条

外国人を労働に従事させることを禁じる。ただし許可書に示された職種または形態、土地または場所に従い労働するために許可書を有する外国人はその限りではない。

## 第二八条

許可書取得者が許可の要件に違反した、もしくは従わないことが明らかな場合、登録官は許可書取消を命じる権限を有する。

## 第二章 外国人送還基金

### 第二九条

本法令、移民法および国外追放法に基づく被雇用者、外国人、国外追放命令を受けた者の王国外送還に係る費用についての運転資金とするために、「王国外に外国人を送還するための基金」と呼ぶ基金を雇用促進局内に設置する。

### 第三〇条

基金は以下の金銭および財産から構成される。

- (一) 第八条第三段に基づく割増金。
- (二) 使用者が第一五条に基づき基金に納める金銭。
- (三) 第一七条に基づく割増金。
- (四) 第一九条第一段に基づき基金に帰することになった金銭。
- (五) 第二〇条第二段に基づき使用者から徴収される金銭。
- (六) 寄付された金銭または財産。
- (七) 財務省が国家収入として国庫に納めずに支出に使えることを許可した、本法令に基づき徴収される手数料。

(八) 基金の利得。

(九) 第三一条第二段に基づく政府補助金。

第一段に基づく金銭および財産は国家収入として国庫に納める必要なく基金に収める。

### 第三一条

基金の資金は以下の目的のために使用される。

- (一) 本法令に基づく被雇用者の王国外送還に係る費用として。
- (二) 第一八条に基づく被雇用者への返還、およびその関連費用として。
- (三) 移民法に基づく外国人の王国外送還に係る費用として。
- (四) 国外追放法に基づく国外追放命令を受けた者の王国外送還に係る費用として。
- (五) 基金運営に必要な費用として。ただし基金の利得の一〇%を超えない範囲でなければならない。
- (六) 第三〇条(七)に基づき金銭、および当該金銭の利得は、関係機関の外国人労働に係る管理運営に資するためにのみ使用する。

基金の資金が第一段に基づく費用に足りない場合、政府は必要に応じて基金に対し補助金を支出する。

### 第三二条

労働省次官を理事長、雇用促進局長を副理事長、出入国管理局長、外務省代表、検察庁代表、予算局代表、統治局代表、主計局代表、社会開発・福祉局代表、および労働、金融、工業、法律の専門家から大臣が内閣の承認のもとに任命する七人以下の有識者を理事とする「王国外に外国人を送還するための基金理事会」を設置する。

外国人労働管理事務所長を理事兼書記とする。

基金理事会は雇用促進局の公務員二人以下を書記補に任命することができる。

### 第三三条

有識者理事の任期は一期三年とする。

任期に基づき退任した有識者理事は再任されることができ、連続二期までとする。

### 第三四条

任期に基づく退任のほか、有識者理事は以下の時に退任する。

- (一) 死亡した。
- (二) 辞任した。
- (三) 破産者となった。
- (四) 無能力者または準無能力者となった。
- (五) 背任、不品行または能力喪失を理由に内閣が解任した。
- (六) 確定判決で禁固刑となった。

### 第三五条

行政執行法に基づく行政審査権限を有する委員会についての規定を基金理事会の有識者理事任命および会議に準用する。

### 第三六条

基金理事会は理事会の委任に基づき審査または職務遂行のための小委員会を任命する権限を有する。行政執行法に基づく行政審査権限を有する委員会についての規定を小委員会の任命および会議に準用する。

### 第三七条

基金理事会は以下の権限義務を有する。

- (一) 基金の目的に沿って毎年の基金の支出の指針、原則、要件および重要度の順位を定める。
  - (二) 各国籍の被雇用者、外国人または国外追放命令を受けた者の送還における費用計算の原則を定める。
  - (三) 基金の目的および(一)に基づく指針と重要度の順位に従い支出のための資金配分を検討する。
  - (四) 被雇用者、外国人または国外追放命令を受けた者の送還における試験支出について関係機関に対する資金配分を検討する。
  - (五) 基金の資金の出納、保管、利得追求および内部会計監査に係る規約を制定する。
  - (六) 被雇用者、外国人または国外追放命令を受けた者の送還で使用するため関係機関に対する基金の支出、および(四)に基づく試験支出の引き出しにおける原則および方法に係る規約を制定する。
- 本条に基づく規定、検討結果、規約は官報で公示する。
- (五) および(六)に基づく規約は官報で公示した時に施行することができる。

### 第三八条



雇用促進局は財務省が定めた会計制度に従い基金の会計を作成する。

### 第三九条

会計検査院または会計検査院が承認した独立会計監査人を基金の会計監査人とする。

### 第四〇条

会計監査人は会計年度末から一二〇日以内に基金理事会に会計監査結果を報告し、基金理事会は内閣にこれを提出する。雇用促進局は内閣が了承した日から一五日以内に会計監査人が保証した財務諸表を公開する。

## 第三章 外国人労働審査委員会

### 第四一条

労働省次官を委員長、国家経済社会開発委員会事務局長、国家安全保障会議事務局長、国家情報局長、検事総長、国防省代表、外務省代表、農業・協同組合省代表、内務省代表、保健省代表、工業省代表、警察庁代表、使用者団体代表および被雇用者団体代表それぞれ三人以下ずつ、労働、工業および法律の専門家から大臣が内閣の承認のもとに任命する四人以下の有識者を委員とする外国人労働審査委員会を設置する。

局長を委員兼書記とし、外国人管理事務所長を委員兼書記補とする。

第一段に基づく使用者団体代表および被雇用者団体代表の選出、任期および退任、有識者委員の任期および退任は、大臣が内閣の承認のもとに定め、官報で公示した規約に従う。

### 第四二条

委員会は以下の権限義務を有する。

- (一) 内閣に外国人労働政策を具申する。
- (二) 本法令に基づく勅令、省令、規約、告示の制定で内閣または大臣に提案する。
- (三) 内閣が定めた外国人労働政策に基づき外国人労働に関係する機関の業務を追跡、監督、連絡調整する。
- (四) 内閣が定めた外国人労働政策に従うよう本法令に基づく業務遂行において雇用促進局の業務を監督する。
- (五) 内閣または大臣が委任したところに基づくその他の職務を遂行する。

### 第四三条

委員会の会議は全委員の半数以上の出席をもって成立する。

委員会の会議において、委員長が不在、もしくは職務遂行できない場合、会議に出席した委員が一人の委員を会議の議長に互選する。

会議の決定は多数決による。委員一人は一票を有し、票数が同数の場合は会議の議長が決定票を投じる。

### 第四四条

委員会は小委員会を任命し、委員会の委任に基づく遂行をさせる権限を有する。

第四三条の内容を小委員会の会議にも準用する。

## 第四章 外国人労働不服申し立て審査委員会

### 第四五条

労働省次官を委員長、外務省代表、国家経済社会開発委員会事務局代表、検察庁代表、商業開発局代表、投資奨励委員会事務局代表、警察庁代表、使用者団体代表および被雇用者団体代表一人ずつ、大臣が任命する三人以下の有識者を委員とする外国人労働不服申し立て審査委員会を設置する。

局長は雇用促進局の公務員一人を委員兼書記に、もう一人を書記補に任命する。

第一段に基づく使用者団体代表および被雇用者団体代表の選出、任期、退任、有識者委員の任期および退任は大臣が定め、官報で公示した規約に従う。

### 第四六条

登録官が許可書を発行しない、もしくは第九条、第一一条、第一三条、第一四条または第二六条に基づき許可しない、あるいは第二三条に基づき許可書の期限を延長しない、第二八条に基づき許可書取消を命じた場合、許可書申請人、許可申請人、許可書取得者または許可書取消を受けた者は、不服申し立て審査委員会に不服を申し立てる権利を有する。このとき当該命令を受けた日から三〇日以内に登録官に対し文面で申し立てる。

登録官は不服申し立てを受理した日から七日以内に、許可書を発行しない、許可しない、許可書の期限を延長しない、もしくは許可書取消の命令における事由と共に申し立てを不服申し立て審査委員会に送付し、不服申し立て審査委員会は申し立てを受理した日から三〇日以内に判定を下す。

不服申し立て審査委員会の決定は最終的なものとする。

第二三条に基づく許可書期限を延長しない命令に対する申し立てである場合、不服申し立て人は不服申し立て審査委員会の決定があるまで労働を継続する権利を有する。

### 第四七条

行政執行法に基づく行政命令および行政審査権限を有する委員会についての規定を不服申し立て審査委員会の行政命令および会議にも準用する。

## 第五章 監督

### 第四八条

本法令に基づく職務遂行において、局長、登録官および係官は以下の権限を有する。

(一) 事情聴取状または召喚状をもって、いずれかの者に事実関係を説明させ、書類または証拠を提出させる。

(二) 勤務時間内または勤務時間と信じられる時間内に、いずれかの場所に立ち入る。外国人の違法労働が疑える相当の事由がある場合、検査は本法令に従い、裁判所の令状がなければならない。ただし日照時間内の立ち入りであるときはその限りではない。ここに当該場所の責任者または関係者に事実関係を聴取する、もしくは書類または証拠を求める権限を有する。

### 第四九条

登録官および係官は大臣が定め、官報で公示した形式に基づく身分証明書を有していなければならない。

本法令に基づく職務遂行に当たって、登録官および係官は関係者に身分証明書を提示しなければならない。

## 第五〇条

本法令に基づく職務遂行において、局長、登録官および係官は刑法典に基づく係官とする。

係官が本法令違反である許可書を取得せずに労働する外国人を見つけ、係官と共に警察署に出頭するよう命じたが、その外国人が承諾しない、もしくは逃亡した場合、係官は逮捕状なしにその外国人の身柄を拘束し、直ちに捜査官の勤務地に連行する権限を有する。ここにおいて刑事訴訟法典の第八一条、第八一／一条、第八二条、第八三条、第八四条、第八五条および第八六条の規定を本条に基づく身柄拘束に準用する。

捜査における捜査官支援のため、大臣は捜査に知識経験のある係官を刑事訴訟法典に基づく捜査官に任命することができる。この場合、当該係官は本法令違反事件において捜査官の捜査を助ける権限義務を有する。

第二段に基づく身柄拘束、第三段に基づく捜査協力に係る執行は、局長および警察庁長官が共同で定めた原則、方法に従う。

## 第六章 罰則規定

### 第五一条

許可書を取得せずに労働する外国人は、五年以下の禁固、もしくは二〇〇〇パーツ以上一〇万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第一段に基づく違反行為の嫌疑を受けた外国人が、捜査官が定めた三〇日以内の期間内に王国外への帰還に承諾した場合、捜査官は略式命令を下し、その外国人を王国外に送還することができる。

### 第五二条

第九条、第一三条、第一四条または第二六条に基づき定められた要件に違反して就労した許可書取得者は、二万パーツ以下の罰金刑に処する。

### 第五三条

第二二条に基づき登録官に通知しなかった、もしくは第二四条に従わなかった許可書取得者は、一万パーツ以下の罰金刑に処する。

### 第五四条

第二七条に違反した者は一万パーツ以下の罰金刑に処し、その外国人が許可書を有していない場合、違反者は一人の雇用外国人につき一万パーツから一〇万パーツの罰金刑に処する。

### 第五五条

相当の事由なく事情聴取状、または召喚状に従わない、もしくは第四八条に基づく職務を遂行する登録官または係官に事実関係を説明しない、書類または証拠を提出しない者は、一万パーツ以下の罰金刑に処する。

### 第五六条

本法令への違反は、第五一条に基づく違反を除き、大臣が任命した略式命令委員会が略式命令を下すことができる。

第一段に基づき大臣が任命した略式命令委員会は三人からなり、うち一人は刑事訴訟法典に基づく捜査官とする。

略式命令委員会が略式命令を下し、三〇日以内に定められた金額で罰金を支払った時、その事件は刑

事訴訟法典に基づき終結したものとみなす。

## 経過規定

### 第五七条

本法令の施行日から二年以内に第七条に基づき外国人が従事することができる労働を定める省令を制定する。

第七条に基づく省令がまだ制定されていない間、仏暦二五二一年外国人労働法令の第六条の内容に基づき制定された勅令で定めた仕事を除き、登録官は外国人にいずれかの労働を許可することができる。

### 第五八条

本法令の官報公示日に仏暦二五四四年外国人労働法令（第二版）によって改定増補された仏暦二五二一年外国人労働法令に基づき許可書を取得していた、もしくは労働を許可されていた外国人は、本法令に基づき許可書を取得した、もしくは労働を許可されたものとみなす。ここにその許可書または許可で定められた要件に従う。

仏暦二五一五年一月三日付けの革命団布告第三二二号に基づき発行された許可書は、期限が切れるまで使用することができ、当該許可書取得者はその許可を受けた労働を続けることができる。

### 第五九条

本法令の施行日前に仏暦二五四四年外国人労働法令（第二版）によって改定増補された仏暦二五二一年外国人労働法令に基づき提出された申請および不服申し立ては、本法令に基づき提出された申請または不服申し立てであるものとみなす。

### 第六〇条

仏暦二五四四年外国人労働法令（第二版）によって改定増補された仏暦二五二一年外国人労働法令の内容に基づき制定または命令され、本法令の施行日に効力をまだ有している一連の勅令、省令、布告、閣議決定、大臣または局長の命令は、本法令の規定に反していない限りにおいて施行を続けることができ、本法令の内容に基づき制定された勅令、省令、布告、閣議決定、大臣または局長命令であるものとみなす。

## \*手数料レート

- (一) 労働許可書 一部 二万バーツ
- (二) 労働許可書期限延長 一回 二万バーツ
- (三) 労働許可書の代用書 一部 三〇〇〇バーツ
- (四) 許可労働形態・使用者・勤務地、許可要件の変更または付加 一回 五〇〇〇バーツ
- (五) 職能工または熟練者ではない外国人雇用 一件 一万バーツ
- (六) 申請書 一部 一〇〇〇バーツ

手数料を定める省令の制定にあたって職業セクターまたは勤務地を考慮して異なった手数料を定めることもできる。[注/法令で定めた手数料は上限額で、実際のレートは省令で規定へ]

(おわり)

